

保育施設の入所申し込みに必要なもの

保育施設への入所を希望される方は、次のとおり関係書類を提出してください。
事由により提出する書類が異なりますので、ご確認のうえ、提出してください。

1. 提出する書類

① 支給認定（現況）申請書兼保育利用申込書

② 世帯の状況を証する書類…該当する場合、必要な書類を提出してください。（いずれも写し）

ひとり親世帯	○次のいずれかの書類 … 児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給資格証、全部事項証明書（戸籍謄本） ※児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給資格証所持の場合は 添付不要
障がい者（児）と同居	○次のいずれかの書類 … 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護（療育）手帳、特別児童扶養手当証書、国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの ※特別児童扶養手当証書所持の場合は 添付不要

③ 保育の必要な理由を証する書類（父母それぞれ1通、いずれかの書類を提出してください。）

就労（会社等に勤務している方）	○勤務先からの就労証明書 … 就労状況に変更があった場合（育児休業、職場変更等）は、新たな就労証明書を提出してください。
就労（農業、自営業、内職等の方）	○就労状況申立書（就労証明書用紙の裏面を使用）
妊娠、出産	○母子健康手帳（分娩予定日を記載しているページ）の写し （「出産月を含む前3か月」から「出産日から8週が経過する日の翌日が属する月の末日」までの入所となります）
保護者の疾病	○医師からの診断書（様式は健康福祉課にあります）
保護者の障がい	○身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護（療育）手帳、国民年金の障害基礎年金の受給を証するものの写し
親族の介護、看護	○介護・看護申立書（様式は健康福祉課にあります） ○医師からの診断書（様式は健康福祉課にあります）、介護保険被保険者証（要介護認定を受けたもの）の写し、施設利用状況を確認できるもの
求職活動	○求職活動状況を示す書類の写し（求職受付票「ハローワークカード」、面接通知、不採用通知等）
※ 求職中の方は原則 90 日までの入所となります。入所後 3 か月以内に就労証明書等をご提出ください。	
就学・職業訓練	在学を証明する書類の写し

※ 町外の保育所等に入所希望で、60 歳未満の祖父母と同居されている方は、祖父母の分についても、いずれかの書類が必要となります。

④ 利用者負担額（保育料）を決定するための書類

市町村民税額を証する書類（所得課税証明書等の市町村民税額がわかる書類：父母それぞれ1通）

○平成 31 年 1 月 1 日に南部町に**住民登録がある**保護者 ⇒ **不要**

○平成 31 年 1 月 1 日の南部町に住民登録がない保護者 ⇒ 平成 31 年度の税額がわかる書類…**必須**

☆所得がない方でも非課税証明書等の提出が必要です。（※証明書の発行に関しては市町村によって様式が異なります。平成 31 年 1 月 1 日現在の住所地へ確認をお願いします。）

☆未申告の方は証明書が発行されません。平成 30 年分（平成 30 年 1 月～12 月）の所得について申告を済ませたうえで、発行を依頼してください。

◎書類の不足、記載内容の不備及び虚偽記載がある場合は、支給認定並びに施設の利用契約ができませんので、十分に確認のうえ提出してください。

2. 提出先

健康福祉課（南部町健康センター）、 福地サービス班（本庁舎）、 住民生活課（南部分庁舎）

※支給認定（現況）申請書兼保育利用申込書に個人番号（マイナンバー）を記載していただきますが、提出の際に**本人確認が必要**となるので、本人確認書類（通知カードと運転免許証など）を持参して、提示してください。

3. 申込について

4 月 2 日以降入所を希望される方は随時お申し込みください。

※入所を希望する月の一か月前（10 日頃）まで

◎マイナポータルで保育に関するサービスの検索やオンライン申請ができます。

◇マイナポータルのご利用はこちらから → マイナポータルサイト(内閣府)からログインしてください。